

## 船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月28日 21時36分ごろ
発生場所	徳島県美波町由岐漁港（由岐地区）南南東方沖 阿瀬比ノ鼻灯台から真方位155°9.9海里付近 （概位 北緯33°35.1′ 東経134°38.8′）
事故の概要	漁船真丸は、北進中、また、漁船和丸は、揚縄しながら西南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 真丸、5.6トン TO2-2798（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 和丸、4.4トン TO3-18154（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板に破口、船体中央部のマストに折損、揚縄機が倒壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、底はえ縄漁を行う目的で、B船と共に由岐漁港（由岐地区）を出航し、同港南南東方沖で投縄しながら西南西進して海底付近にはえ縄を敷設し、再度、投縄開始地点に戻って揚縄しながら西南西進して操業を終えた。</p> <p>A船は、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により北進して帰航中、船長Aが、後部甲板で船尾方を向いて漁具の片付けを行っていたところ、衝撃を感じてA船とB船とが衝突したことを認めた。</p> <p>船長Aは、船長Bが負傷していたので119番通報し、A船は、B船と共に自力で帰港した。</p> <p>船長Aは、同業船であるB船がA船の北側でA船と同様に揚縄していることを知っていたが、A船の敷設するはえ縄がB船の敷設するはえ縄よりも長いので、A船が操業を終えた場所の北側までB船が到達することはないと思い、また、操業中に帰航の支障となる他船を見掛けなかったため、北進中に漁具の片付けを行っていた。（図1参照）</p>

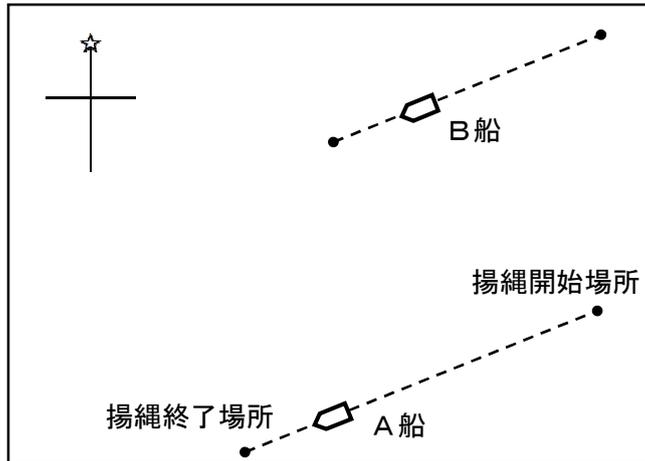


図1 船長Aが思っていたA船及びB船のはえ縄の敷設状況  
(イメージ)

B船は、船長Bが1人で乗り組み、約1～2knの速力で底はえ縄漁を行いながら西南西進中、船長Bが、前部甲板右舷側で右舷方を向いた体勢で揚縄作業を行っていたところ、左舷方から衝撃を受けてB船とA船とが衝突したことを認めた。

船長Bは、船長Aから漁業無線で操業を終えたことを聞いていたが、B船の南側から北進するA船が操業中のB船を避けてくれると思い、揚縄作業に集中していた。

船長Bは、帰港後、来援した救急車により病院に搬送され、<sup>ろっ</sup>肋骨骨折の診断を受けた。

**分析**

A船は、操業を終えて北進中、船長Aが、後部甲板で船尾方を向いて漁具の片付けを行っていたことから、前路で操業中のB船に向かって航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、B船がA船の北側でA船と同様に揚縄していることを知っていたが、A船の敷設するはえ縄がB船の敷設するはえ縄よりも長かったことから、A船が操業を終えた場所の北側までB船が到達することはないと思い、また、操業中に帰航の支障となる他船を見掛けなかったことから、北進中に漁具の片付けを行っていたものと考えられる。

B船は、揚縄しながら西南西進中、船長Bが、B船の南側から北進するA船が操業中のB船を避けてくれると思い、右舷方を向いた体勢で揚縄作業に集中していたことから、左舷方から接近するA船に気付かずに操業を続け、A船と衝突したものと考えられる。

**原因**

本事故は、夜間、A船が北進中、B船が西南西進中、船長Aが、後部甲板で船尾方を向いて漁具の片付けを行い、また、船長Bが、右舷方を向いた体勢で揚縄作業に集中していたため、両船が衝突したものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・一人乗りの漁船の船長は、航行中、操船及び周囲の見張りに集中し、漁具の片付け等の作業は、安全な場所で停船して行うこと。